

# 北海道科学大学個人情報保護規程

## (目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、本学の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において「個人情報」とは、現在及び過去における本学の学生、本学の学生の保証人及び本学の教職員（以下「学生等」という。）、その他これらに準ずる者（学生等になろうとする者及び学生等になろうとした者を含む。）で生存する個人に関する情報であつて、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日、連絡先、学籍番号その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報とする。

2 この規程において「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

## (責務)

**第3条** 本学は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人に係る権利利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 本学は、個人情報保護の関係法令等を遵守し、社会の信頼を確保するために、個人情報保護に関する本学の基本方針を別記のとおり定めて宣言するとともに、利用目的の通知、公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明するものとする。

3 本学は、個人情報が漏えいし、又は不当な目的に利用された事案が発生した場合においては、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事案に関し公表するものとする。

4 本学の教職員は、この規程及び関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとし、当該業務に係る職を退いた後も同様とする。

## (個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者)

**第4条** 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、本学全体における個人情報に関する統括責任者（以下「統括責任者」という。）として学長をもってこれにあて、統括責任者の職務を補佐するため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 前項に規定する管理責任者は、次に掲げる者をもってこれにあてる。

(1) 各大学院専攻長、各学部長、短期大学部長、各学科長、大学改革推進室長及び各センター長は、第2条第1項に規定する個人情報のうち、当該部署が所掌する業務において取得した情報

に関し、この規程の規定に従い、適正に管理するものとする。

(2) 総務部長は、第2条第1項に規定する個人情報のうち、事務局が所掌する業務において取得した情報に関し、この規程の規定に従い、適正に管理するものとする。

3 前項各号に規定する管理責任者が、それぞれ所管する個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合においては、当該管理責任者間の協議により、これを決定するものとする。

(個人情報保護委員会)

**第5条** 本学における個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、北海道科学大学組織規程第19条に基づき、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に必要な事項は、別に定める。

(利用目的の特定)

**第6条** 本学は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を、本学の教育、研究及び業務に必要な範囲内で、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的かつ個別的に特定するものとする。

2 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限るものとする。

(個人情報の取得)

**第7条** 本学は、個人情報を取得するにあたっては、あらかじめ本人に対してその利用目的を明示し、本人の同意を得て、適正かつ公正な手段によっておこなうものとする。ただし、思想及び信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると、委員会が認めた場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがあると、委員会が認めた場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると、委員会が認めた場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると、委員会が認めた場合

(利用及び第三者提供の制限)

**第8条** 本学は、取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成範囲を超えて取り扱わないものとする。

2 本学は、取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者へ提供しないものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると、委員会が認めた場合
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると、委員会が認めた場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると、委員会が認めた場合
- 4 本学は、個人情報を第三者へ提供する場合は、当該個人情報の提供を受ける者に対し、利用目的及び利用方法に必要な制限を付し、又は本学の個人情報保護に関する規定と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

(正確性の確保)

- 第9条** 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- 2 本学は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(安全管理措置)

- 第10条** 本学は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 2 本学が講ずる安全管理措置は次の区分によるものとし、個人情報を記録した媒体の性質に応じて適切に運用するものとする。
- (1) 組織的安全管理措置
  - (2) 人的安全管理措置
  - (3) 物理的安全管理措置
  - (4) 技術的安全管理措置

(外部委託)

- 第11条** 本学は、個人情報の取扱いに係る特定の事務の全部又は一部を本学以外の者又は機関へ委託する場合には、個人情報の適正な取扱いについて受託者が守るべき義務を当該契約において明らかにするなど、必要かつ適切な監督をおこなうものとする。
- 2 前項に規定する委託を受けた事業に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報の開示)

- 第12条** 本学は、本人から、当該本人が識別される個人情報の開示（当該本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがある。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがあると、委員会が認めた場合

(2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると、委員会が認めた場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本学は、前項の規定に基づき求められた個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するとともにその理由を説明するものとする。

3 第1項本文に規定する開示の方法は、個人情報を記載した文書の閲覧又は写しの交付によるものとする。なお、個人情報が記録媒体等に記録されているときは、印字装置等により出力した書面等の閲覧又は交付によるものとする。

(個人情報の訂正等)

**第13条** 本学は、本人から、当該本人が識別される個人情報の内容が事実ではないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査をおこない、その結果に基づき、当該個人情報の内容の訂正等をおこなうものとする。

2 本学は、前項の規定に基づき求められた個人情報の内容の全部もしくは一部について訂正等をおこなったとき、又は訂正等をおこなわない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等をおこなったときは、その内容を含む。）を通知するとともにその理由を説明するものとする。

(利用停止等)

**第14条** 本学は、本人から、当該本人が識別される個人情報が第7条第1項の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第8条第1項の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等をおこなうものとする。ただし、利用停止等をおこなうことが著しく困難な場合については、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができる。

2 本学は、本人から、当該本人が識別される個人情報が第8条第2項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報の第三者への提供を停止するものとする。ただし、第三者への提供を停止することが著しく困難な場合については、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができる。

3 本学は、第1項の規定に基づき求められた個人情報の全部もしくは一部について利用停止等をおこなったときもしくは利用停止等をおこなわない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた個人情報の全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するとともにその理由を説明するものとする。

(開示等の手続)

**第15条** 第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項もしくは第2項の規定による求め(以下「開示等の求め」という。)は、本人が、本人であることを確認することができる書類等(次項に規定する代理人が開示等の求めをおこなうときは代理人であることを確認することができる書類等。)を提示し、本学が指定する書類に必要な事項を記載して総務課へ提出するものとする。

2 前項の規定による開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(個人情報苦情対応委員会)

**第16条** 本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるため、北海道科学大学組織規程第19条に基づき、個人情報苦情対応委員会(以下「苦情対応委員会」という。)を置く。

2 苦情対応委員会に必要な事項は、別に定める。

(苦情対応)

**第17条** 本学は、本人から、開示等の求めに対する本学の決定に対する不服あるいは当該本人が識別される個人情報の取扱いに関する苦情もしくは相談の申立てがあった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査をおこない、その結果に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

2 本学は、前項の規定に基づき申し立てられた不服、苦情もしくは相談に対して必要な措置を講じたとき、又は措置を講じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(措置を講じたときは、その内容を含む。)を通知するとともにその理由を説明するものとする。

(申立窓口)

**第18条** 前条第1項の申立窓口は、苦情対応委員会の委員とする。

2 苦情対応委員会の委員は、前条第1項の申立てを受けた場合は、申立ての内容を聞き取るとともに苦情対応委員会の委員長へ報告するものとする。

(規程の改廃)

**第19条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

(細則等)

**第20条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、細則で定める。

2 個人情報の取扱いに関する事項については、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令により取扱うものとする。

## 附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

## 北海道科学大学の個人情報保護に関する基本方針

北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）は、個人情報が個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきものであることを認識するとともに、多くの個人情報を取り扱う教育機関として、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念に立脚して、次のことを個人情報の保護に関する本学の基本方針とします。

- 1 個人の人格尊重の理念の下に、個人情報を慎重かつ適正に取扱います。
- 2 個人情報を取得するにあたっては、教育、研究及び業務に必要な範囲内で、利用目的を明示して、本人の同意を得た上で、適正かつ公正な手段でおこないます。
- 3 個人情報は、利用目的の達成範囲内に限って利用します。
- 4 法令による定めがある場合を除いて、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者へ提供することはありません。
- 5 個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、保有する必要がなくなった場合は、確実かつ速やかに廃棄します。
- 6 個人情報を保護するために、細心の注意を払って組織的、人的、物理的、技術的な安全管理に努めることとし、万一事故が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 7 個人情報の内容について、本人から開示、訂正等の求めがあった場合は、適切に対応します。
- 8 個人情報を取扱う者に対する教育と啓発に努め、責任体制を明確にします。